

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの 対処等に関する審査の取扱いについて

平成25年12月18日
原子力規制庁

1. 背景

- 発電用原子炉施設の新規制基準適合性審査については、第14回原子力規制委員会における議論に基づき、審査会合を公開で実施するとともに、資料も原則公開してきたところ。
- 今後、事業者からの資料提出を踏まえ、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設及び核燃料施設の大規模な損壊(以下、「大規模損壊」という。)発生に対処するための体制の整備等の審査をすることとなる。
- これらについては、セキュリティの観点を含め、審査会合における取扱いについて工夫することが必要。

2. 対応方針

大規模損壊に係る審査については、これまで同様、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮し、以下の取扱いとする。

- 公開の審査会合において、大規模損壊時の対処にかかる体制や手順書体系概要など、基本的な考え方を確認する。
- その上で、具体的な手順や機器の配置場所等については、非公開の審査会合において審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開する。